

準3級から3級への公認審判員資格移行手続きについて

標記の件について、公認審判員資格登録規程第4章第15条に記載の通り、準3級公認審判員資格取得者は、満18歳になった翌年度中に所定の手続きをすることで、改めて検定試験を受けることなく3級公認審判員資格へ移行することができます。

さらに、希望次第でこの手続きを満18歳になる年度内に完了すれば、資格登録料〔3年間で5,000円(税別)〕が免除され、資格認定申請料〔2,000円(税別)〕のみで移行できるという特典があります。

現在、大学生や全日本社会人、全日本シニア等で公認審判員資格の取得義務化がなされるなど、審判員資格の必要性が高まりつつあります。高校生の皆さんにもメリットがありますので、高校在学中に3級へのスムーズな移行をおすすめします。登録手続きは下記の通りです。

記

1. 提出書類

3級公認審判員資格登録(準3級からの特別移行)申請用紙

2. 資格認定申請料

1人あたり2,160円(2,000円+税)

・支払い方法については後日お知らせします

3. 手続方法

各学校でとりまとめて、申請用紙を下記へ郵送もしくはFAX、メールで提出して下さい。

※誤入力防止と事務作業の簡易化のため、極力メールでの申し込みをお願いします。様式はホームページよりダウンロードできます。

〒042-8588 函館市湯川町2丁目43番1号

函館大学附属有斗高等学校内 橋上直人宛

TEL: 0138-57-1381 FAX: 0138-57-2174

E-mail: hasigami@yuto.nomata.ac.jp

4. 提出期限 平成29年10月19日(木)